

平成25年8月30日

第2519号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（398・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（399・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（400・福祉政策課）…………… 2
- 地籍調査成果の認証（401・農山村振興課）…………… 2
- 道路区域の変更（402・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（403・由利地域振興局総務企画部）…………… 3

公 告

- 条件付一般競争入札の実施（技術管理課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）…………… 4
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可（北秋田地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 6
- 県営土地改良事業の換地計画に関する換地を定めない土地の指定（秋田地域振興局農林部）…………… 6

人事委員会細則

- 人事委員会細則4-5-1（職員の任用に関する実施細則）の一部を改正する細則…………… 6

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者（新規・追加）講習の実施（87・生活安全企画課）…………… 6

告 示

秋田県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	廃止年月日
古田歯科医院	にかほ市象潟町字浜山52-1	平成25年1月31日
佐々木医院	由利本荘市岩城亀田大町字蔵小路43	平成25年7月31日
高橋内科医院	大館市長倉124	平成25年7月1日

秋田県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
-----	-------	---------	-------

医療法人富士琶会 古田歯科 医院	にかほ市象潟町字浜山52-1	歯科、小児歯科	平成25年2月1日
---------------------	----------------	---------	-----------

秋田県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
鎌田 翼	-	鎌田整骨院若美分院	男鹿市弘戸字渡部28-3	柔道整復	平成25年7月22日

秋田県告示第401号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 調査を行った者の名称
大仙市
- (2) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
大仙市協和船岡の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度及び平成22年度
0.63平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年8月21日
- 2(1) 調査を行った者の名称
大仙市
- (2) 成果の名称
大仙市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
大仙市協和船岡の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度及び平成24年度
0.80平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年8月21日

秋田県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)

県 道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市河辺三内字繫沢157番2から26番1まで	32.00～64.50	0.285
	新	秋田岩見船岡線	〃	15.00～32.50	0.285

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年8月30日から同年9月12日まで

秋田県告示第403号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年8月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社サンタクマ
由利本荘市西目町沼田字新道下2-393
代表取締役 熊 田 俊 郎
秋田県知事許可（般-22）第12323号
- 3 処分の内容
建築工事業、管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年8月9日付けで建築工事業、管工事業、水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
平成25年度 公共事業労務費調査業務委託 GK25-YC
 - (2) 業務概要
公共工事の積算に使用する労務単価決定に係る調査及び資料作成業務 一式
 - (3) 履行期限
平成26年1月31日
 - (4) 業務場所
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 主たる営業所又は営業所を東北六県に有すること。
 - (3) 過去10年以内に東北六県において、公共事業労務費調査業務を元請として完了させた実績があること。
 - (4) 管理技術者は、公共事業労務費調査業務に従事した経歴を有する者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
 - (7) 当該業務に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班（電話018-860-2420）
- (2) 交付方法
秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年8月30日（金）から同年9月3日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成25年9月9日（月）午後1時30分
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室
- 5 入札保証金
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- 6 その他
 - (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
 - (3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (6) その他
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
空港用化学消防車 1台
 - (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (3) 納入期限
平成27年8月31日（月）
 - (4) 納入場所
秋田県大館能代空港管理事務所
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
 - (2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年9月20日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年8月30日（金）から同年10月8日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成25年8月30日（金）から同年10月8日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年10月21日（月）午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

- (3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約の締結

この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

- (7) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

- (8) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

- (1) Nature and quantity of item to be purchased: Airport Chemical Fire Fighting Truck 1

- (2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 21 October, 2013

- (3) Contact point for the notice: General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、合川町土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（維持管理事業）の施行について、平成25年8月22日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更について、平成25年8月21日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業昭和豊川地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成25年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
潟上市	昭和豊川船橋	中沢	23番1	田	391
潟上市	昭和豊川船橋	中沢	23番2	田	2,823

人事委員会細則

人事委員会細則四一五一（職員の任用に関する実施細則）の一部を改正する細則をここに公布する。

平成二十五年八月三十日

秋田県人事委員会事務局長 長谷部 勝

人事委員会細則四一五一（職員の任用に関する実施細則）の一部を改正する細則

細則四一五一（職員の任用に関する実施細則）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「の第 位（ 人中）」を削る。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第87号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成25年8月30日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 1号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期間

(1) 新規取得講習

平成25年10月21日（月）から同月29日（火）までの7日間（日曜及び土曜を除く。）

(2) 追加取得講習

平成25年10月24日（木）から同月29日（火）までの4日間（日曜及び土曜を除く。）

4 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
30人
- (2) 追加取得講習
10人

6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、1号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込要領

- (ア) 講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、事前に電話（連絡先018-863-1111、内線3043～3045）による予約を行うこと。
- (イ) 電話による予約は、平成25年9月17日（火）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。

イ 留意事項

- (ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。代理人による予約は受け付けない。
- (イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。
- (ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書類の提出手続

ア 受講申込要件

講習の申込みは、予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みは認めない。
なお、やむを得ない事情がある場合で、受講者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

イ 受講申込期間

平成25年9月30日（月）から同年10月4日（金）までの午前9時から午後5時までの間

ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課

エ 受講申込書類

(ア) 新規取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

申込書に本籍を記載する際は、略さずに戸籍の記載に従い、丁目、番地、大字等を正確に記載すること。
写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼り付けること。

b 次のいずれかの書面1通

(a) 前記6(1)アに該当する者

1号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(b) 前記6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(c) 前記6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 前記6(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

(e) 前記6(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

(イ) 追加取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する、前記7(2)エ(ア)bの(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

8 講習手数料

(1) 新規取得講習

47,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

(2) 追加取得講習

23,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

なお、納付された講習手数料は、返還しない。

9 その他

(1) 講習初日の集合時間は、午前8時50分とする。

(2) 講習には、筆記用具、内ズック(護身術の際使用)等を持参すること。

(3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の問合せは、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(連絡先018-863-1111、内線3043~3045)に行うこと。